

高橋委員

それでは、公明党でございます。よろしくお願ひいたします。

まず最初に、私の方からも午前中の質疑を伺っていきまして、不適正経理処理問題について、確認の意味で伺っておきたいと思ひますけれども、まず不起訴になっていすZ氏と、弁済をするというA、Bの両氏の関係というか、違ひなんですからけれども、この辺について、どのような違ひがあるのか、確認をしておきたいと思ひます。

税制企画課長

刑事上の対応ということで御答弁申し上げたいと思ひます。元職員のZにつきましては不起訴になったわけでありすけれども、この不起訴の理由というのは、預けあるいは私的流用は行っておりすけれども、預け金をつくる時点で私的流用をする意図が立証できなかつた、そういうことで、嫌疑不十分で不起訴となったというものでございす。これに対しまして、Xからタクシークーポンを受領した元上司でありますA氏、B氏はいずれもZのように、預けでありますとか、あるいは私的流用を行っておりすわけではなくて、私的流用を行つた元職員のX、これは実刑判決が下りておりすけれども、Xからタクシークーポンを受領したというものでありまして、このA氏、B氏に対して刑事上の責任を問うというためには、A氏、B氏がXの詐欺行為を承知している、かつ加担したことが明らかである必要があるということが、さきに顧問弁護士に相談した結果でございまして、私どもの調査あるいは検察の供述調書を見ましても、受領したタクシークーポンがXの詐欺行為によって得たものであるという認識、あるいは詐欺行為の加担も確認されないということから、A氏、B氏については告訴することは困難であるというふうにて考えておりす。

高橋委員

午前中の質疑を聞いていきまして、A氏、B氏の責めに帰するかどうかということが議論になっておりましてけれども、Z氏自身が不起訴という段階で、なかなかA、B両氏には今のお話を聞いていすすと、責任を求めることは厳しいということかなと思ひますけれども、今後も、いかなる係争過程での事実が出てこようと、A氏、B氏については帰責事由はなしということによろしいですか。

税制企画課長

民事的には、A氏、B氏ともにXから240万円なり、60万円のタクシークーポンを受領しているということでございすから、これに対しての道義的な責任については相当の経済的な御負担をお願いすということでありすますが、一方で刑事的な責任ということであれば、現在、Xが控訴してございすので、この控訴審におきまして、また新たな事実が判明すれば別でございすけれども、現時点においては刑事上の責任は問えないものというふうにて判断してございす。

高橋委員

係争案件ですので、あまり踏み込んだことは申し上げるべきではないというふうに思っておりますけれども、8月19日にXから債務承認書が提出されたということで、時系列的に見ますと、その後の8月25日に判決が出て、そしてそれを不服として9月7日に控訴したということでありまして、この債務承認書については、本県から提出を求めたのか、その辺については、どういういきさつがあったんでしょうか。

税制企画課長

この債務承認書につきましては、私どもの方からXに対して私的流用相当額を提示して、それをX本人が認めてございますので、それについてしっかりと文書によって今後の支払の担保をとる必要があるということで、県から投げ掛けて、本人の了解をとって提出をしていただいたと、そういう経緯がございます。

高橋委員

そうしますと、X側の弁護士が判決前に量刑軽減のためとかということではなく、本県から債務確定のために提出したという、そういう認識ですか。

税制企画課長

Xサイドが弁護士も含めて、この債務承認書の提出によって刑事事件の判断における情状をどういうふうに考えていったかということは、私ども承知しておりませんが、私どもとしては、Xが本来弁済すべき額を早期に確定をして、本人からその意思の確認をとる必要があったということで、Xに投げ掛けて、Xが提出したという経緯でございます。

高橋委員

分かりました。本県の対応は、私どもとしては、当然の対応かなというふうに思いますし、債務確定という点では、このときにやっておかないと、なかなか後々、厳しい状況にもなりかねないかなと、こういうふうに思うところであります。

先ほど申し上げましたように、控訴段階で、これからどういう事実が出てくるか分かりませんが、そういった点で、これ以上のことを踏み込んでもいかがかなと思いますので、次に譲りたいと思っています。

続きまして、オープンカウンター方式の御説明がありました。これは不適正経理の特別委員会でも提案した事項であります。少し確認をさせていただきますが、このプロセスの中で業者との見積合わせという過程が生じますけれども、従来の見積合わせとどういうふうに違ってくるのでしょうか。

会計局調達課長

オープンカウンターも地方自治法上は随時契約に分類されるというふうに理解しております。これまでの見積合わせは各所属におきまして特定の業者さんにその徴取を要求しておりましたところ、オープンカウンターによりまして、個別に徴取を求めるのではなく、あくまでも見積合わせ情報を公表いたしまして、広く見積書の提出を求めるというものでございます。

高橋委員

そうしますと、この見積り提出段階での、乱発といいますか、そういう懸念が、今後、簡易に提出されることが助長されないかなと、こういう批判に対しては、どういう回避策が講じられるんでしょうか。また、どういうふうに、決定過程でそれらを総合的に判断するんでしょうか。

会計局調達課長

現在のところ、オープンカウンターにつきましても、県内を各地域ごとに区分いたしまして、地域内の業者さん、特に本社の業者さんを対象にして見積書を徴取したいというふうに考えておりますので、同じ業者さんがほかの地域で札を入れるとか、あるいは同じ地域内で複数の札を入れることは当然ございますけれども、これもオープンカウンターのメリットといたしまして、拠点に行けば幾つかの見積合わせ情報を見られるので、そこに幾つか入れることは可能ですが、同じ案件に二つ入るとか三つ入るとかということは想定しておらないところであります。

高橋委員

同一案件に重複で出すことはないと思いますけれども、適正価格の設定の仕方といいますか、そういう応じ方が極めて不合理な場合に、どういう判断をするかということなんですけれども、例えば、見積合わせ段階で予定価格よりも、予算よりもかなり下回った、かなりかい離があるような場合に、当然、価格のみで決めていくということよろしいんですか。

会計局調達課長

物品につきましては、最低制限ですとかを設けてございません。通常、これまでの扱いでは、あまりにもちょっと低いのではないかというふうに思われるような場合には、念のために確認することはございますが、基本的には札を入れた方の責任等がございまして、一応、確認する必要があると思われれば、念のため確認いたしますけれども、基本的にその見積書の数字でもって基本的には応ずべきものと考えております。

高橋委員

何のために地域拠点を設けたのか。地域経済のある程度の発展も加味した上での方式だと思っておりますので、一応そこで調査はするんでしょうけれども、きちり合理的な価格設定というものをどう見定めていくかというのを、先ほど乱発とともに回避していくかということの問いの中に概念が含まれていたんですけれども、その点、どう合理性を持ってやっていくのか。

会計局調達課長

これまでの方式でございまして、予定価格というものは、当然考えてあるわけございまして、各所属におきまして支出負担行為限度額というものを考え方として持っております。私どもの調達でも、それも想定いたしまして、私どもの方で予定価格を入れているところなんですけれども、今後のオープンカウンターにつきまして、どうしていくかといったときに、拠点においては、あくまでも見積合わせの事

務を行うということでございますので、それでもって即決定というわけにいかないものと考えております。各出先機関に見積書を出した段階で、その最低額の見積額が果たして妥当であるかどうかということを検証する必要がございますので、そういった意味で、最終的には各所属において、あまりにもおかしいものがあるのであれば、そこでもって最終的に判断してもらおうことになると思っております。

高橋委員

各所属におきまして、その辺のところをしっかりと目配りしていただいて、妥当性のある金額設定ということで、地域間格差が出ないように、その辺のところを留意していただくことを要望しておきたいと思っております。

続きまして、法人二税の超過課税について何点か伺っていきたくと思っておりますけれども、8月19日の神奈川新聞に、平成21年度の法人二税の還付金額が7,000億円を超える見通しとありました。リーマンショック以降の世界的な金融危機の影響によりまして、21年の3月期の決算が赤字になる企業が相次ぎまして、還付金額が増加したという記事の内容だったんですけれども、このことに関連して、ちょっと気になるのが法人二税の超過課税収入についてもなんですが、まず最初に法人二税の還付実績の推移について、ここ数年の状況を教えていただきたいと思っております。

税制企画課長

県税還付金には大きく申し上げまして、戻出還付と歳出還付と二つの種類がございます。戻出還付と申しますのは、当該年度に収入となった税金を当該年度中に返すというものでございまして、一方、歳出還付と申しますのは、過去の年度において収入となった税金を歳出予算から還付すると、この二つの種類がございます。

今、委員御指摘の神奈川新聞の報道における還付金の数字は、今申し上げた歳出還付に係る法人二税の還付金の額でございまして、このベースで、本県の最近5年間の状況を申し上げますと、平成17年度が127億円、平成18年度が77億円、19年度が117億円、20年度が104億円、そして当該記事で取り上げられておりましたけれども、平成21年度が265億円ということで、前年度と比較しますと、約160億円ほど増えてございます。

高橋委員

本県においても、21年度の還付金額が、今教えていただきましたように大幅に増加しているんですけれども、還付金額が増加する仕組みについて確認させていただきたいと思っております。

税制企画課長

法人二税の還付金額が増加する仕組みでありますけれども、3月決算法人を例に御説明申し上げますと、3月決算法人の場合ですと、確定申告が確定した決算に基づいて事業年度終了後、基本的には2箇月以内、ですから3月に決算を締めますと、5月末あるいは一月延長、二月延長というものがございまして、6月あるいは7月に申告をする法人もございまして、基本的には事業年度終了後2箇月以内に申告をします。そういう法人の中で、例えば、前年度の法人税額が20万円を超えるような法人、ある程度の規模があるような法人については、確定申告に先立って、あら

かじめ中間申告を行うことが義務付けられているということがございまして、3月決算法人の場合ですと、9月に中間決算を組みますので、11月に中間申告ということで、多くの法人はその前の事業年度の確定申告税額の2分の1を申告をするという状況にございます。そして、確定申告を翌年の5月あるいは6月にする際には、その確定申告税額から今申し上げました中間申告分を差し引いて納付するという仕組みになってございます。この際に、確定申告税額が既に納付しております中間申告分を下回ってしまう場合、その場合にはその差額、納め過ぎた額について還付金が生ずると、そういう仕組みでございまして、平成21年度に委員御指摘のように還付金の大幅に増加した背景であります。この理由としましては、その前の年の平成20年の3月期の企業業績が6年連続の増益決算であったと。これ具体的に申し上げれば、20年3月期の企業収益がプラスの2.7%でございました。その年の20年11月の中間申告額というのは、そうした比較的好調な企業業績を反映した税額でいったん中間納付額が納付されたわけでありまして、その後、リーマンショック以降の世界的な景気後退の影響によりまして、21年3月期の企業収益が大きく悪化をしたと。具体的に言えば、マイナスの63.9%という大幅な減益でございましたので、確定申告税額がこの企業収益の大幅な悪化を反映して大きく減少したと。その結果、確定申告税額が中間申告分を下回ってしまって、多額の還付金が生じた企業が相次いだということでございます。

高橋委員

かなり大きな還付金額が生じたということで、特にこの21年度は今のお話にありましたように、3月期の企業決算がマイナス63.9%と落ち込んだということで今御報告いただいたんですけれども、その後の企業収益の状況が気になりますので、どういふふうに移しているのか伺いたいんですが、平成22年3月期の実績と来年の3月期の見通しもこの際、併せて伺っておきたいと思っております。

税制企画課長

お尋ねの22年3月期の実績であります。製造業と非製造業を分けると、非製造業は相変わらずの減益決算という状況でありましたけれども、製造業等は輸出の改善でありますとか、あるいはコスト削減効果によりまして、電機、自動車といった業種を中心に収益が大幅に改善したということで、この22年3月期の企業業績が産業全体でプラスの23.8%という増益決算となったところであります。

一方で、続く23年3月期、来3月期でありますけれども、円高の進行でありますとか、あるいは米国、欧州などの景気減速を警戒をして、業績予想を慎重に見積もっている企業が多いわけでありまして、そうした中であっても、幅広い業種で販売や受注が改善しておりますので、今のところの予測としては、2期連続の増益決算、具体的に申せば39.4%の増益が予測されている、そういう状況でございます。

高橋委員

若干下振れ懸念と申しますか、これから今年の後半がどんなふうに移していくかということで、我が国経済の有り様にもよるのかなという思いで今の報告を伺っ

ていたんですけれども、とりわけそうした企業収益の状況を踏まえて、23年度の法人税収の見通しについて、改めて現時点では、どんなふうなお考えか、伺っておきたいと思います。

税制企画課長

23年度の法人税収は、今申し上げました23年3月期の企業収益に非常に大きく左右されるところでありますけれども、23年3月期というのは、2期連続の増益決算、39.4%の増益が予測されておりますけれども、実はそれがストレートに税収に反映するかといいますと、やはり税制度上、欠損金の繰越控除という制度がございます、言ってみれば、過去に発生した赤字を繰り越して控除する取扱いができるということでございまして、実は21年3月期の企業収益が先ほど申し上げたように、マイナス63.9%と非常に大きく落ち込んで、赤字決算が相次いだという状況でございまして、依然として欠損金の繰越控除のマイナス影響というものが22年度だけではなくて、やはり23年度も相当程度見込まれるのかなというふうに考えてございます。したがって、23年3月期の企業収益は39.4%と、二けたの増益決算が予想されておりますけれども、そういう欠損金繰越控除のマイナス影響もありますので、現時点では、本年度、平成22年度の当初予算額に対して一定の増収が期待できるのかなというふうに考えてございます。ただ、今、委員御指摘のような、最近の急激な円高でありますとか、株安の影響等々、企業収益を悪化させる要因も今後ございますので、そうした点は注意深く見てまいりたいなというふうに考えてございます。

高橋委員

あまりに楽観的な要素が、昨今感じられないんですけれども、今のお話を伺っていますと、39.4%ということで、高めの増益予測なんですけれども、欠損繰越金も確か7年間ですか、継続できるやに思っていますけれども、ちょっと心配な面もあるかなというふうに思います。

特に、超過課税に関してですけれども、特別な負担を求めるものでありますので、活用事業など、かなり理解を得て、県政の運営の有り様についても、一層の御理解をいただかないと、なかなか先ほど来も議論がありましたけれども、御納得いただけない方々もあろうかというところを感じるわけであります。

特に、先ほど申しましたように、一連の不適正経理によって、はっきり申しまして、信頼が損なわれかねないような状況でありまして、超過課税の実施についても、はっきり申しまして、厳しい御指摘が我々にも寄せられておりまして、そういった中で、今回の超過課税の延長実施ということでの当局提案なんですけれども、2回にわたって法人や経済団体を訪問して、いろいろと御意見を伺ったという御報告もありましたけれども、その中には不適正経理問題についての批判もあったのではないかなと思うんですけれども、そういう御報告がなかったものですから、不適正経理との関係、どういうふうにあったのか、また、その御意見をどう受け止めていらっしゃるのか、やはりこれは伺っておく必要があるかなと思います。

財政部長

今、委員からお話がありましたように、不適正経理の問題は、県政運営の姿勢そのものが問われているものと思っております。そうした中で、私どもは、第1回目の企業、団体説明を5月から6月の時期に行いました。政策局長以下、私や財政部の課長たちが企業訪問をさせていただきましたが、その際に、超過課税の説明の前に、まずは不適正経理問題について皆様方に信頼を損ねたということでおわびを申し上げさせていただきまして、また取り組んでいる再発防止策等々について、まずは御説明をさせていただいた。そうした中で意見交換ということで、法人や団体の皆様からは大変厳しい御意見を頂戴をいたしました。具体的には、不適正経理がまかり通っていながら、税金を道路に使わせてもらいたいと言われても答えるべきがない。またしよせん、他人のお金という甘い認識があるのではないか、あるいは不適正経理問題を聞くと、まだまだ税金を無駄遣いをしていると思わざるを得ないなどの御意見、直接、私が聞いた御意見もございます。私どもといたしましては、こうした御意見を重く、また真しに受け止めさせていただきまして、徹底した再発防止策、そしてまた税の使い道、これをよくよく考えながら、また皆様方との御議論を通じて、しっかりとして使っていかなければならないと、そのように認識をしているところでございます。

高橋委員

納税者は、財布は一つですので、こうやって議案はいろいろと章立てで出てきますけれども、一つの財布から出ますので、やはり今、部長からお答えいただいたように、感情は正にそういう超過課税の議論のときにはセットで、こういう不適正経理問題というのはついてくるというのは当然だと思えます。ですから、何で最初に、この超過課税のときに、そういう御説明がないのかなというのが、私は非常に県民側に立つと、不思議でならないといえますか、私どもにかなりそういう声が寄せられていますので、不適正問題をちゃんとやるのが先なんではないのという、それから超過課税でしょうということさえ寄せられておりまして、その辺についての御意見はごもつともだなというところも、今、御報告いただきましたように感じていたものですから伺いました。

特に、そこで何点か具体的に伺っていきたいと思えますけれども、超過課税による税収額についても、750億円というひとり歩きしていますけれども、この税収額についても先ほど伺いました還付制度のことと絡めまして、いろいろ考え合わせなければいけない点もあるのではないかなと、特に企業収益動向は法人税収の増減を通じて、この超過課税にも大きな影響を与えるという御説明もありましたので、直近の年度におけます超過課税の税収額の推移と、その時々々の主な増減要因について確認をしておきたいと思えます。

税制企画課長

最近の年度におけます法人二税の超過課税の推移につきまして、平成19年度以降で申し上げますと、平成19年度は法人県民税、事業税を合わせまして208億円でございます。続く平成20年度が199億円、21年度が112億円ということで、平成21年度は前年対比で56.2%と大幅に落ち込んでいるということでございます。この超過税

収につきましては、委員御指摘のように、法人税収全体の動向に大きく連動していますので、この増減の理由としましては、法人税収の増減の理由ということで御説明させていただきますと、まず平成19年度でございますが、この年度は超過税収が208億円ございましたが、この平成19年度につきましては、年度前半まで続きました世界的な景気拡大、円安傾向を背景といたしまして、輸出関連産業を中心に収益が拡大したと、そういうことで、平成19年の3月期の企業収益の二けたの増益、具体的に言えば、プラス11.2%の増益となったということで、平成19年度は5年連続の増収となった次第であります。

続いて、平成20年度であります。20年3月期の企業収益は、6期連続の増益決算となったものの、その増益幅がプラス2.7%と、一けた台の小幅にとどまったということに加えて、世界的な金融危機の影響でありますけれども、円高の進行などによりまして、年度の後半以降、景気が急速に悪化したということから、中小法人を中心に税収が落ち込みまして、6年ぶりの減収となったということであります。そして、平成21年度、先ほど超過税収は112億円の前年対比は56.2%ということをお知らせしましたが、この平成21年度につきましても、先ほど申し上げた平成21年3月期の企業収益が63.9%のマイナスという大幅な減益決算となったことを受けまして、税収が大幅に落ち込んで、それに連動して超過税収も大きく落ちたと、そういう状況でございます。

高橋委員

今伺った限りでは、やはり当然のことながら、税収への影響、直撃と申しますか、そういうことが、当然ながらあるわけですが、先ほど申し上げましたように、本年11月以降の新たな超過課税の実施ということで、今後5年間で750億円程度の税収見込みがあるというふうなことなんですけれども、今の御報告を伺っていて、どういう読みでこれが成り立っているのかなど、この辺の考えを伺いたいと思います。

税制企画課長

今後5年間の超過税収の見通しについては、今申し上げましたけれども、750億円でございますが、基本的には、これは昨年9月に策定をいたしました中期財政見通しにおける試算に基づいたものでございます。基本的な考え方といたしましては、税収のベースとなる企業収益の見方でございますが、これは当時の民間経済調査機関の予測によりますと、平成23年度において増益に転じて以降は緩やかに拡大するという予測でございました。これはつまるところ、平成21年3月期は相当大幅な落ち込みにごさいましたので、それをボトムとして、民間経済調査機関の予測によりますと、平成23年度がプラス35%程度の増益、それ以降、平成24年度から26年度までは大体10%程度の増益が見込まれるという予測が出ておりましたので、こうした予測をベースにしながら、欠損金の繰越控除の影響もございまして、そうした影響も勘案しながら、法人税収の伸びとしては、平成23年度は20%程度の増収、平成24年度以降、これにつきましてはプラス7%程度の増収になるものということで試算したものでございます。

高橋委員

先読みは非常に難しい経済情勢ということで感じるんですけども、民間経済研究所のシミュレーションということで、何らかの予測は立てていかなければ、事業が進まないということも、また理解できますので、読みをしながら立てていくということなんでしょうけれども、仮に750億円程度の超過税収が確保されなかった場合には、かなり活用事業に影響が出るのではないかなと思うんですけども、特に23年度以降、5年間において、かながわのみちづくり計画で総額2,600億円ですか、計画されていますし、橋りょうとか、河川の対策事業費を入れれば、約3,000億円規模になるのかなというふうに伺っていますけれども、活用事業に対して、もし750億円が確保されなかった場合は、どういう影響を考えていらっしゃるのでしょうか。

予算調整課長

そもそも県税収入につきましては、委員お話しのとおり、景気動向に大きく左右されますので、ある程度、増減するという認識は当然持っておるんですけども、したがって、750億円程度というふうに想定している超過課税の5年間トータルでの収入額が、仮に、ある程度減額となった場合でも、私どもの基本的なスタンスとしては、その超過課税を最大限有効に活用して、みちづくり計画に沿って、道路等の社会基盤整備を着実に進めてまいりたいというふうには考えております。しかしながら、更なる景気の悪化などによりまして、さらに大幅に超過課税の税収が減額となった場合には、計画に沿った事業の実施が困難になるというふうに考えております。特に、今後の5年間は、さがみ縦貫道路の開通が予定されるなど、県土の骨格となるネットワーク整備というのが正念場を迎えるために、国直轄事業負担金なども大幅に増額する見込みでございます。

よって、こうした義務的な負担のための財源を優先的に確保せざるを得ませんので、こうした財源を確保した場合には、一方で、県自らが実施する道路整備事業というのは大幅に縮小せざるを得ず、その結果、自動車専用道路の整備と、それにアクセスするための道路整備とのバランスが著しく崩れると、その結果、道路ネットワークというのが有効に機能しない、あるいは県内各地の地域分断であるとか、ボトルネックの解消なども困難になりますので、企業活動はもとより、県民生活にも多大なる悪影響が生じるというふうに危惧しております。

高橋委員

だからこそ、しっかり景気底上げを図りながら健全なる税収確保ということに取り組んでいかなければいけない。先ほど来、議論されています諸施策を講じながら、本県経済の更なる活性化を目指していかなければいけないということは、同じ方向を向いているかなと思いますけれども、やはり道路事業活用に当たっても、優先順位付けが必要になってくるのかなというふうな思いで、今伺っていたんですけども、さがみ縦貫道路という具体的名前も出ていましたけれども、横浜港から、さらに県内、県外の後背地に目指してのアクセス道路の充実、こういったことで、かなり優先順位付けが必要になってくるかなと。そこで道路活用事業の優先付けについては、どういうふうに考えていらっしゃいますか。

予算調整課長

かながわのみちづくり計画というのは、当時の県土整備部ですけれども、平成19年に取りまとめたものですけれども、その際に、やはり厳しい財政状況の下で、道路整備を進めていかなければいけないということでございますので、より効率的、効果的な道路整備を進めるためということで、当然、選択と集中を趣旨として、数多くの整備候補箇所について、優先度を判断して整備箇所を決めていくという判断基準をつくっております。それが重点化評価手法という手法でございまして、特に道路整備の効果、それから効率性、その両面にわたって、三つずつのランク分けをして、合計で九つのランクになるんですけれども、その九つのランク分けをした中で、優先順位をつくって道路整備について、一本一本判断しているというふうに聞いておりますので、こういった優先順位を今後もしっかり加味しながら調整をしていきたいというふうに考えています。

高橋委員

分かりました。超過課税のことに関連して、県税の調定状況の報告がありましたけれども、これらを踏まえますと、やはり取りやすいところから取るという語弊がありますけれども、徴収しやすいところから徴収するということの批判も寄せられておりまして、はっきり申しまして、県税の調定状況についての御報告を過日受けたところでありまして、なかなか厳しい部分があるなという思いで報告を受けておりました。特に、滞納整理、やはりこの資料を拝見しましても、滞納の調定額が本年8月末で369億円という滞納繰越分ということで御報告がありましたけれども、この滞納繰越分の増加、こういったことについても、やはりしっかり気を配っていかなくてはならないかなというふうに思います。

そこで、ここ数年の滞納額の状況について、増減理由についても伺っておきたいと思えます。

徴収対策課長

県税の滞納額、収入未済額につきましては、平成21年度の見込額につきましては県税全体で376億円というふうになってございます。そのうち、個人県民税が279億円と、県税全体の約74%を占めております。その他の県税は97億円というような状況になってございます。それ以前の3年間の収入未済額の状況を申し上げますと、県税全体では平成18年度が270億、19年度が327億、平成20年度が364億ということで、平成18年と平成21年度を比べた増加額というのが106億円ほどございます。また、それぞれの年度の個人県民税の収入未済額でございますけれども、平成18年が146億円、平成19年が206億円、平成20年度が249億円ということで、平成18年と21年度を比べた増加額は133億円というふうになってございます。したがって、この収入未済額の増のほとんどが個人県民税となりまして、これは平成19年度に三位一体の改革に伴う税源移譲により、個人県民税の税収規模が拡大することに合わせまして、収入未済額も増加したことが原因でございます。

高橋委員

平成18年度から個人県民税の滞納額がすごい伸びで増加しているということが分かったわけですが、これに対してどのような対応を図ってきたのか、伺っておきたいと思います。

徴収対策課長

個人県民税の税収確保対策につきましては、平成8年度から県と全市町村とで神奈川県地方税収対策推進協議会を設置いたしまして、合同滞納整理や不動産の共同公売などによりまして、市町村とともに収入未済額の圧縮に努めてまいりました。その後、先ほど申し上げましたとおり、税源移譲により税収規模が拡大することに伴って、収入未済額が増加するということが予想されましたので、平成19年度から、県の税務職員を市町村へ、2人一組ということで、3箇月程度でございますけれども、一定期間派遣をいたしまして、直接滞納整理を実施する短期派遣制度というものを導入をいたしました。さらに、個人住民税の税収確保に向けた取組を一層強化するため、平成22年度、今年度からでございますけれども、短期派遣を実施する市町村も昨年は8団体でございましたけれども、今年度は25団体に増やし、短期派遣も3箇月から市町村の状況によって5箇月にするなど、充実強化を図ってございます。また、これとは別に、市町村から個人住民税の滞納事案を県が引継ぎを受けまして、直接滞納整理を行う徴収引継ぎにつきましても、対象団体を、昨年度14団体から今年度29団体へと増強いたしまして、さらに引継ぎの件数も増やしてございます。そして、これらの取組を実施するために、個人県民税の滞納整理に当たる職員を8名の体制から今年度は30名へと増員して収入未済額の圧縮を図るよう努めております。

高橋委員

そういう努力をしていただいて、少しでも税収の確保と申しますか、滞納額の解消と申しますか、こういったことに努めていただいていると思うんですけれども、そうはいつても、なかなか厳しい状況で倒産や破産で税金を納税できなくなると、こういうことで不納欠損ということで処理するということになるのかと思いますけれども、そこでこの不納欠損についての5年間の推移を伺いたい。また、直近の21年度は、決算ベースでどうなっているのか、伺いたいと思います。

徴収対策課長

不納欠損額のここ5年の状況でございますけれども、平成16年度が31億円、うち個人県民税が21億円、平成17年度が同じく31億円で個人県民税が17億円、18年度が27億円で個人県民税が15億円、19年度が全体が29億円で個人県民税が15億円、20年度につきまして全体で27億円で個人県民税が19億円という状況になってございます。

平成21年度の不納欠損見込額でございますが、県税全体では約40億円という金額になってございます。そのうち、個人県民税が25億円と全体の62.5%の割合となっております。その他の県税が15億円で37.5%を占めているというような状況でございます。

21年度につきましては、前年度と比べて個人県民税で5億円、その他の税については7億円ほど、それぞれ増加してございます。県税全体で約13億円の増加というような状況になってございます。

増減の理由を申し上げますと、個人県民税につきましては平成19年度に行われた三位一体の改革に伴う税源移譲により税収規模が拡大したことに合わせて収入未済額が増えたという状況でございまして、年数の経過とともに滞納処分停止額及び不納欠損額が増えているというような状況でございます。また、その他の税につきましては1事案で法人県民税、法人事業税及び臨時特例企業税を合わせて8億2,000万円の不納欠損額となった破産した法人があったことが主な原因になってございます。

高橋委員

今のお話を伺っていると、21年度決算ベースで、決算見込みで40億円近くあるということなんですけれども、ここで特にその他の税目で、対前年比で約8億円弱増えているというお話もありました。これについての要因がもし分かればお示しいただきたい。それと不納欠損額の過去5年間の本県の状況は教えていただいたんですが、全国と比べて本県の状況はどうか、併せて伺っておきたいと思えます。

徴収対策課長

8億円余の不納欠損の状況でございますけれども、この法人は法人事業税、県民税の修正申告を出す前に既に解散をしていた法人でございまして、その後、国税局の調査が入りまして、今申し上げた8億円の修正申告を出したというような状況で、当該申告書を提出した段階ですぐに破産の申立てをしたというような経過のある法人でございまして、最終的には財産がなく、平成21年度末に不納欠損処理というのをしたものでございます。

全国と比べてどうかという御質問でございまして、都道府県によって税収規模が異なりまして、単純な比較はできないのかなと思っておりますが、総務省の方から不納欠損額の県税収入に占める割合が平成20年度分まで示されておりますので、その数値で申し上げますと、平成20年度で本県は0.22%であるのに対して、全国平均では0.30%ということで、基本的には16年度から19年度にかけても毎年0.05から0.10%で全国平均より神奈川県の数値の方が少ないという状況でございます。

高橋委員

分かりました。全国規模と比べても本県の不納欠損額については、かなり低いということで理解をしておるんですけれども、1社で約8億円の不納欠損が生じたということで、40億中8億円ということで、大変高額な不納欠損額だったんですけれども、やはり世界経済の波といいますか、景気の変動に左右されているなという気もいたします。こういう片方で超過課税、片方で不良債権処理といいますか、不納欠損ということで、やはり県民として、特に超過課税負担者として、やはりどういうふうにそういったものをトータルで御理解いただくのか。これについては税の中身がつぶさに県民及び納税者は分かりませんので、なかなかセットで評価はしにく

いと思いますけれども、そういうトータルでどういうふうに理解をして、今回の超過課税について様々な御意見があったのかどうか、そこはどうでしょうか。そういう不納欠損額についてまで踏み込んだ超過課税に対する御意見があったのかどうか。なかなかそこまでは知り得る余地もないので、そこまでの評価はなかったのかどうか、その辺はどうでしょうか。

税制企画課長

御指摘のように、不納欠損の処理まで踏み込んだ御意見というのはございませんでした。ただ、一方で、超過課税という特別な負担を求める以上、県における行財政運営の有り様として、やはり税の一番の根底というのは、公平・公正な課税と徴収でございますので、基本的には県財政が非常に厳しいという状況の中で、きちんと課税すべきものには課税をする、あるいは徴収すべきものに対してはしっかりと徴収をすることによって、財源確保を自らの努力によって図ると。併せて納税者間の不均衡が生じないように、しっかりと対処していくことが、企業、法人に対してはもとよりでありますけれども、県民全般あるいは納税者全般に対しても、非常に必要な重要な姿勢であるというふうに認識をしてございます。

高橋委員

もう一つ気になる税制のことがありますので、総合特区制度と絡めて当局の御見解を伺っていきたいと思います。

これも超過課税をお願いしている段階でどう考え合わせていったらいいのかなというこの議論であります。特に、京浜臨海部の活性化の取組についてなんですけれども、京浜臨海部再編の基本方針が策定されました平成8年ころは、まだかなり産業の空洞化、企業の海外流出ということで、今と似たようなところもあります。遊休地の増加が当時は問題視されておりましたけれども、現在、今は遊休地はもう少なからうと思いますけれども、そこで確認なんです。当時から遊休地の状況はどのように推移しているのか、確認させていただきたいと思います。

特定政策推進課長

京浜臨海部の遊休地の状況でございますけれども、私ども、平成8年に横浜市、川崎市と、第1回目の遊休地の状況を調査いたしまして、これまで平成19年までに合わせて5回調査を実施しております。その推移でございますが、平成8年、当時約270ヘクタールありました遊休地でございますけれども、平成11年にこれはピークになりますけれども、320ヘクタールまで増加いたしました。その後、平成13年には228ヘクタール、16年に77ヘクタールと低減いたしまして、直近の平成19年には約28ヘクタールということで、ピーク時と比べましては、10分の1以下という水準になっております。

高橋委員

かなりそういった意味では、京浜臨海部再編の基本方針の効果が出ているといたしますか、何が功を奏したのか、遊休地活用が図れてきだしているなどという感も強くするんですけれども、今申し上げましたように、遊休地が減少した理由をどう分析

しているのか、併せて、遊休地と言われた土地は現在どのように活用されているのか、伺います。

特定政策推進課長

遊休地のまず減少した理由ということの分析でございますけれども、先ほども税のお話等ございましたけれども、これにはいろいろと要因があるかと思えます。まず当時遊休地の発生する原因として、当時言われておりましたのは、いわゆる工場三法ですが、規制の存在、また一方で経済のグローバル化、工場などの海外移転、そういったものが原因として当時から挙げられておりましたが、このうち規制の緩和につきましては、委員御案内のとおり、国に要望等を重ねてまいりまして、工場等制限法の廃止など大幅に緩和されたという実態もございます。

その他の中で遊休地等の減少ということでございます。その要因ということでございますけれども、こうした規制緩和ということで、投資環境が改善したということも一点ございますが、その他にも不動産取得税の軽減措置の実施でありますとか、あるいは本県のインベスト神奈川をはじめとする企業誘致策の効果というものもあったのではないかと考えております。

また、何よりも、その京浜臨海に立地する企業の皆様が、徹底したコスト削減等によりまして、体力を回復されて、遊休地の自社活用を進められたということも減少した大きな原因と考えております。

また併せて遊休地のその後の方向ということでございますけれども、先ほど数字の推移を申し上げまして、平成11年当時ピークで320、これが19年、直近では28という数字を申し上げましたので、差引きでは292ヘクタール減少した形になっております。純粹に減少のした分の分析ということでいいますと、対象としては、11年から19年の間に347ヘクタール減少しております。この347ヘクタールの減少した内容ということで調査いたしますと、売却ですとか、あるいは自社活用といった形で、新たな土地利用の転換に転じたものが207ヘクタールで約60%、それからまた将来の自社の事業用地ということで位置付けされたという部分が140ヘクタールということで約40%という形になっております。また、新たな土地利用に転換した先ほどの207ヘクタールのうち、どんなものにとということでの話ですけれども、やはり交通利便性の高いエリアを中心といたしまして、商業あるいは物流施設へ転換した事例が、こちらの約207のうち87ヘクタールと、最も大きな割合を占めておりまして、それについてリサイクル工場等の環境分野への転換、そういったものも約35ヘクタールほどという数字になっております。

高橋委員

ピーク時の320ヘクタールの遊休地の有り様がかなり変遷をしてきたかなという思いで伺っておりました。ある石油会社のコンビナートが自動車販売のオークション会場になったり、かなり思いもかけない業種に転換しているということで、京浜臨海部の有り様も様変わりなんですけれども、そこで遊休地の減少に関しては、今お話にもありましたように、これまで実施してきた不動産取得税の不均一課税、つまりこのことがかなり貢献してきたんではないかなというふうな思いをいたしま

すけれども、従来のこの措置は確か今年度をもって終了するとのことでありますけれども、今回の総合特区制度の実現に弾みをつけていくために、税制の在り方を含めましてトータルでどう考え合わせていくのか、御見解を伺っておきたいと思えます。

特定政策推進課長

今、委員から、本年度で不動産取得税の不均一課税措置が終了というお話でございましたけれども、18年度から5年間ということで実施しておりまして、本年度が最終年度を迎えるということでございます。その意味でのお話でございますけれども、今後の総合特区制度との関係で税制の在り方ということでの考え方でございますけれども、企業の集積を図る上では、これは様々な方策があるかと思えます。また、その中で税制上の優遇措置というものも、これは大きな要因の一つであると考えております。一方で現在、国が検討しております総合特区制度のように成長産業を戦略的に誘致していくということを行う場合には、税制面では業種を特定して優遇措置を実施すると、そういった考え方も必要ではないかというふうに考えております。その意味で申しますと、このたび京浜臨海部の総合特区がねらいとしております環境やバイオ等の分野につきましては、産業集積促進方策2010、インベストの2ndステップにおいても、税の優遇の対象となるとお聞きしておりますので、こちらについても進出企業にとりましては、十分魅力的な要素であるというふうに考えております。

いずれにいたしましても、税制の優遇措置というのは、県の税収に直結してくるお話でございますので、総合特区制度における税制の在り方につきましては、今後、国が示してくる税制措置でありますとか、あるいは横浜市、川崎市等の対応等を勘案いたしながら、今後、庁内で議論してまいりたいと考えております。

高橋委員

やはりこの不動産取得税の不均一課税につきましても、先ほども申しあげました法人二税の超過課税に端を発して、片方で課税をお願いすると、片方で不均一課税の継続か否かということで、質問の合間に滞納及び不納欠損ということも取りまぜて伺いましたけれども、税の有り様全体、本県がどういう方針を持って取り組んでいくのか、このセットの議論がどこでどうなされているのかということが極めて大事なことかなというふうに思うんですけれども、この辺について、やはり片方で課税、片方で不均一課税ということはどう考え合わせるのかという、国の動向をにらんで総合特区の中でそれらが盛り込んであって、そこに採択されれば、本県の負担分がなくなるということに、本県の不均一課税におけるロスがなくなるのかなということもありますけれども、そういった意味で、どういう働き掛けを積極的にしていこうとしているのか。横浜市、川崎市等と歩調を合わせて、よく研究しながら、それはそれで理解できるんですけれども、もう少し積極策が何か講じられないのか、考え方を構築していく上で、そこら辺については何か御見解はありますか。

政策調整部長

これは政策をどうやって進めていくのかと、こういう話にも通じていくものだと思います。政策の選択肢に当たりましては、どのような政策目的を持っているのか、そのためのスキームなり、あるいは実現のアクセス、アプローチになりますが、そういったものを見極めて個々に判断していくべきだろうと思っています。今回、特区制度について、様々な企業活動を取り巻く環境は大変厳しいものがございますので、私どもはこの税制の在り方につきましては、国税、地方税、それぞれ税目によって、これはまた当然、使途の目的でありますとか、あるいは使途の範囲といったものも変わってございます。さらに総合特区の実現を図っていくといった視点に立ちますと、これは財政支援、あるいは金融の緩和といったテーマもございますが、やはり特例措置の税の在り方というのも大変大切なテーマもございます。補助金ですとか、金融支援が、どちらかというところ、企業に対して給付を与えるものとは違いますが、税というのは徴税権等との関係がございまして、より慎重な対応が求められてくるのではないかとこのように考えてございます。

今回、この京浜臨海部の在り方につきましては、同じ地方税の取組の中でも、法人税の問題もございまして、他に固定資産税の問題等々、先ほど申し上げました税目等の性格等がございまして、やはりそここのところについては、横浜市、川崎市と十分に連携するとともに、先ほどお話がございました市内の連携体制というものを十分とっていく必要がございまして。

現時点では、国から制度設計は示されてございませんので、税率ですとか、あるいは対象範囲、こういったものを見極めながら、本県への影響額等々踏まえ、総合的に税務当局ともしっかりと相談させていただきたいと思っています。

高橋委員

要するに、方向性が示せる話でもないと思いますけれども、やはり超過課税の延長ということと750億程度見込んでいるということとをいろいろと考え合わせますと、こういうことも総合的に議論がなされてしかるべきかなというふうに思いますし、また今お話にもありましたけれども、これから京浜臨海部の魅力度を更に高めていく上で、進出企業への一層の魅力ある税制を含め、いろいろなものを構築していかねばいけませんし、特に今後、京浜臨海部の方向性を考える上で、既存の大企業はどういうビジョンを持っているのか、行政としてそれを把握していく必要があるかなと思います。そこで、県は、横浜市、川崎市と、どのような取組を行っているのか、確認をさせていただきます。

特定政策推進課長

今後の京浜臨海部における企業の動向の把握ということでございましてけれども、委員御案内のとおり、例えば、最近で申しますと、JXグループの統合ですとかが行われましたけれども、何よりも平成19年以降、立地動向調査等を行っていないわけではございますけれども、その後の世界同時不況等の影響等も非常に心配されるところということで、立地企業の状況にも大変変化が見受けられるという状況でございまして。

そこで本年度は、県、川崎、それから横浜の3団体共同ということで、京浜臨海部に立地する企業また事業所、750ほど対象がございますけれども、共同で企業の立地動向調査を再度実施することといたしました。具体的には、遊休地などの土地利用の状況もございますけれども、その他の経営状況でございますとか、今後の事業展開、また環境への取組といった項目につきましてアンケート調査の形式で調査を行ってまいります。

今後、3団体では調査結果を踏まえまして、京浜臨海部の再編整備に関する基本方針、そちらの点検など、今後も京浜臨海部の施策展開の方向について議論をしてまいりたいというふうに考えております。

高橋委員

ちょっともう少し踏み込んで伺いたいんですけれども、今回、9月21日で提案募集を締め切ったわけです。その提案募集の趣旨の中で、確か、制度の創設を行う上で新しいアイデアが欲しいんですよという呼び掛けで、国から投げ掛けられて取り組んできたと思いますけれども、今の御答弁とも関連するんですけれども、新しいアイデアというのは、今の答弁でも環境・ライフサイエンスということなのかもしれませんが、もう少し踏み込んだ新しい発想、アイデアというのはあるんですか。本県が考えた新しいアイデアというのは何なんですか。

特定政策推進課長

今回のテーマにあります環境・ライフサイエンスということでございますけれども、特にその中心の地区であります殿町3丁目地区におきましては、中核的施設といたしまして、実験動物中央研究所が中心になって行います再生医療・新薬開発共同研究センターというものが、この中核になってくるかと思えます。こちらの再生医療・新薬開発共同研究センターで取り組もうとしている主な中身でございますけれども、再生医療の面で貴重な材料となってまいります実験用のマウス、例えば、超免疫不全マウスですとか、あるいはポリオマウス、こういったものの開発、これが本当に世界規模で見ますと、日本のオンリーワン技術に相当する、その技術を応用いたしますと、これまで不治の病と言われていましたせきつい損傷でありますとか、あるいは脳こうそく、こういったものも治療可能になる、また、様々な新薬の開発等の臨床までの期間が大幅に短縮される、そういった効果もございまして、こういったものを起爆剤として世界各国からの研究者あるいは実際の治療に訪れる方が、空港の国際化と相まって来られると、そういったところがかなり先進的なアイデアではないかというふうに考えております。

高橋委員

今伺いました再生医療・新薬開発共同研究センターは、来年3月しゅん工予定ということで資料を頂いたんですけれども、今お話にもありましたように、かなりの高度な研究がなされるということで、ライフサイエンス分野の研究基盤としては、かなりこれは世界をリードするものだというふうに伺っているところでして、こういったものが京浜臨海部に、特に殿町の先行エリアで取り組まれるということは、非常に本県にとっても臨海部活性化の大きなものになろうかなというふうに思い

ます。その後、このほかに予定されている施設が幾つかあろうかと思えますけれども、しゅん工年月等、ある程度、把握していらっしゃれば、先行エリアから更に臨海部が大きく世界に開いていくということになりますので、この際、併せて伺っておきたいと思えます。

特定政策推進課長

今回提案の中でお示ししましたイメージ図というのがございますけれども、これもすべてのスケジュールが定まっているわけではございませんで、これはあくまでイメージというふうな形になっております。その中で公共が一定かかわる部分につきましては、ある程度、スケジュール感が定まっております、先ほど申し上げましたとおり、再生医療・新薬開発共同研究センターにつきましては、本年度中のしゅん工を予定しております、来春より通常業務開始というふうなスケジュールとなっております。また、これも同じく川崎市の関係でございますけれども、健康安全研究センターにつきましては、23年度着工、また環境総合研究所は川崎市の従来の環境関係の機関を集積したような施設でございますけれども、こちらはやはり23年度着工ということで、その他イメージ図にございますが、がん治療センターでありますとか、あるいは分析機器等研究開発拠点の施設、こういったものにつきましては、現時点では、あくまでも24年度以降というふうな表示となっております。

高橋委員

最後に、総合特区で臨海部は再編整備が進んでいきまして、かなり本県の県税収入のみならず、雇用の場の確保、さらに世界への研究成果の発信、こういったところで大きな貢献がなされていこうかなというふうに、今お話を伺いながら思ったところですが、片や一方で県内の市町村の状況、特に先ほど来、出ていました広域連携の促進ということが、やはり県内活性化においても欠かせないことかなというふうに思います。先ほど来、質問が出ていましたけれども、今回、県が創設しようとしている市町村自治基盤強化総合補助金について伺っておきたいんですが、どういう視点で今回の市町村振興メニュー事業補助金を見直していくのか。そしてこの現状の補助金の規模、これらについても確認しながら伺っておきたいと思えます。

市町村財政課長

市町村自治基盤強化総合補助金の創設に向けた市町村振興メニュー事業補助金の見直しなんですけれども、3点視点を挙げさせていただきまして、1点目は補助対象事業の見直しと総合補助金化を図ろうとするもの、2点目は広域連携事業への重点配分、3点目は地域の実情に応じた補助制度の構築をしようとするものです。予算の規模なんですけれども、平成22年度の当初予算では振興メニュー事業補助金は12億ということになっております。こうした見直しの視点の中で広域連携の重点配分を行うには、まず補助対象の見直しをしないといけないんですけれども、広域連携事業について補助対象を大幅に拡大しようとする一方で一般メニュー事業については補助対象の考え方を再整備しようということで、広域連携にシフトしていくということになりますと、一定程度限定をかけさせていただかざるを得ない部分も出てくるかと思えます。

また、補助の特例措置についても権限移譲特別加算措置を創設するなど、有利な支援措置を設定しようと考えておりまして、めり張りのある制度をつくっていかうということになります。それと、それらの見直しに合わせて所長特認制度、地域県政総合センターを活用した所長特認制度の創設などで地域の実情に応じた補助金の取組というものができるようになればということで、市町村にとっての使い勝手の良い補助金化を図ろうとするものでございます。

高橋委員

今伺いました地域振興メニュー事業補助金ですが、この財源はどういうふうに充てていかれるのかということ伺いたいんですが、また今後、広域連携を図っていきますと、併せてどのような支援が受けられるのか、セットで伺っておきたいと思えます。

市町村財政課長

市町村メニュー事業補助金の財源の主なもの、平成22年度当初予算で申し上げますと、これまで市町村に貸し付けた市町村振興資金貸付金の元利償還金がほとんどでございます。それ以外に市町村自治振興事業会計で繰り越されたものといったようなもの、運用資金の預金利子とか、そういったものを充てております。また、広域連携をすると、どのような支援がもらえるかということなんですけれども、制度の詳細はまだ検討中でございます。具体には、今後、予算審議を経ながら制度設計が確実になっていくんですけれども、一般メニュー補助金と広域連携事業の補助金の差というものを申し上げますと、補助率は一般の普通のメニュー事業補助金、原則3分の1のところを広域連携事業は2分の1ということで、1.5倍の補助率で補助金を交付しようということと、団体ごとの補助上限額についても一般メニュー事業を実施する場合、現行6,000万という縛りがあるわけなんですけれども、広域連携事業を実施した場合には加算額を付けて現状の場合は9,000万ありますので、差が出てくると。それと県からの特に権限移譲を活用した場合は、2分の1の補助に加えて、広域連携の権限移譲を受けるための準備基金、準備金として活用できるような権限移譲特別加算措置というものを考えておりまして、これらについても、今後、予算編成の中で具体的な詳細を詰めていくということになります。

高橋委員

先ほど御説明の中で所長特認制度の創設ということも出ておりましたけれども、そのイメージなんですけれども、例えば、どういう金額の上積みがなされるかとか、ある程度権限を持たせるという意味合いに理解しているんですけれども、どういうイメージでとらえれば、よろしいでしょうか。

市町村財政課長

現行のメニュー事業補助金ですと、全県一律の補助メニューということで金額等を一律にやってきているんですけれども、これからは市町村間の広域連携による取組など、市町村の自主的な取組がまず第一かなということを考えていまして、それについて積極的に地域の実情に応じた補助制度の活用をしていくことが必要であると考えていまして、委員からは金額とか権限とかという具体的な部分について御

質問があったわけなんですけれども、制度については、まだ検討中で、今お示しできる段階ではありませんけれども、例えば、補助事業の内容を設定する場合でも、市町村の意見を踏まえた地域ごとに異なる補助メニューの選択とか、独自のメニューの選択などを地域県政総合センターが支援の拠点ということになるわけですので、地域ごとの特色が出せるような、地域ごとに異なる重点施策を柔軟に支援していくような制度設計ということで考えております。

高橋委員

その地域地域の特色をいかに引き出しながら特色ある地域づくりができるかという、言うのは簡単なんですけれども、なかなかこれを具体化してリードしていくというのは、かなり地域性も把握していなければいけませんし、何よりも地域の方々のボトムアップといいますか、盛り上がりが大事かなど。そのためには、ある程度オリジナルメニューというか、こういう方向性というか、判断材料も示しながら、いろいろ地域の実情を引き出して、さらにそこに責任を与えながら促進していくというイメージかなと思うんですけれども、オリジナルメニューの策定に当たっては、これはかなり各現場現場で差が生じかねないのかなという懸念を持ってしまっているんですけれども、この辺はどういうふうにとらえればよろしいですか。

市町村財政課長

委員御懸念の地域格差というような部分もありますけれども、やはり補助金の見直しというのは広域連携をまず推進するために、それを支援するというような部分もありますので、そういう今の御指摘のことも考えていかなくはないんですけれども、まずは広域連携的な支援ということで考えてまいりたいと思います。

高橋委員

小規模団体に影響が多い見直しのようにも今受け取っていますけれども、具体的に市町村からはどのような意見が出ているのでしょうか。また、それについてどう着実にこたえていこうとしているのか伺っておきたいと思います。

市町村財政課長

まず市町村から出ている一番多い意見ですが、やはり補助率を原則3分の1とするのではなくて、現在、財政力の小規模なところについては特例補助率2分の1というのをやっていますので、小規模団体に対する特例補助率2分の1を継続してほしいというような意見があります。また、広域連携ではない一般メニュー事業の補助金についても、補助対象事業を限定しないで団体上限額の引下げとかも行わないでほしいというような意見とか、あとは町村での予算編成があるので、制度設計はできる限り早めに情報提供していただきたいということと、広域連携の推進に当たっては、地域県政総合センター等、県によるコーディネートも逆に行っていただきたいというような意見が出ております。まだ検討を進めている段階なので、市町村からの意見を十分に踏まえて、来年度の制度設計に生かすよう検討を進めていきたいと考えております。

高橋委員

しっかり県内市町の意見を伺いながら取り組んでいただくように要望しておきたいと思います。これはかなり期待ができる広域連携事業だと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

本日はこの程度にいたします。